



金融庁入庁式の模様

(4月1日)



企業会計審議会総会において挨拶する 山本 副大臣

(3月27日)

目次

【トピックス】

- 新 EDINET システムの稼動開始について…………… 2
- 「金融商品取引法の疑問に答えます」の公表について…………… 4
- 「内部統制報告制度に関する11の誤解」について…………… 5
- 「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」の公表について (公認会計士・監査審査会) …… 6
- 金融検査マニュアル・保険検査マニュアル等の一部改訂について…………… 7
- 特定保険業者に関する移行期間終了に伴う監督上の留意事項について…………… 8
- 金融行政アドバイザーから寄せられた意見等について…………… 9
- 平成19年度金融行政体験制度(インターンシップ)について…………… 10

【国際関連】

- 中国・銀行業監督管理委員会とのQD I I (適格国内機関投資家)
制度に係る監督協力の枠組みの構築について…………… 15
- PCAOBによる規則4012条の実施に関する指針(案)へのコメント・レターの発出について16
- EUによる会計基準の同等性評価に関する欧州証券規制当局委員会 (CESR)
の助言案に対するコメント・レターの発出について…………… 16
- 第4回日EU会計基準・監査の動向に関するモニタリング会合の開催について…………… 18

【金融ここが聞きたい!】…………… 19

【お知らせ】

- ファンド業者を金融庁ウェブサイトに掲載しました!!…………… 20
- 認定投資者保護団体制度の更なる活用を期待します!!…………… 20
- 証券市場における不正・違法行為に関する情報を受け付けています(証券取引等監視委員会)・… 21
- 株券電子化について…………… 21
- 新着情報メール配信サービス(日本語版・英語版)へのご登録のご案内…………… 22

【3月の主な報道発表等】…………… 23

【トピックス】

新 EDINET システムの稼働開始について

金融庁では、平成 20 年 3 月 17 日より新 EDINET システムの稼働を開始しました。新システムは、「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」に基づき開発されたもので、EDINET をより利便性高く、効率的で、かつ安全なシステムとし、ディスクロージャー制度をより有効かつ信頼性の高いものとするを目的としたものです。

新システムの稼働に伴い、従来のシステムは停止しています。新 EDINET に接続する際の URL は以下のとおりです。

- ・書類閲覧用「<http://info.edinet-fsa.go.jp/>」
- ・書類提出用「<http://www.edinet-fsa.go.jp/>」

1. 新 EDINET システムの概要

(1) 新システムの主要なポイントは次のとおりです。

- ① XBRL 導入による高度な情報利活用の実現
- ② 検索機能の強化等による利便性の向上
- ③ セキュリティの強化
- ④ システム運用効率の向上による行政コストの削減

(2) 旧 EDINET システムからの主な変更点

- ① EDINET コード体系の変更
- ② 端末の推奨環境の拡充
- ③ 検索機能の変更

詳細については、「新旧 EDINET 移行ガイド」をはじめとする各種操作ガイドを参照してください。

各種操作ガイド： 提出者用：「<https://www.edinet-fsa.go.jp/EKWOAZ0015.html>」

閲覧者用：「<https://info.edinet-fsa.go.jp/EEW1E62022.html>」

なお、提出書類データ作成時における変更点については、下記図 1 を参照してください。

図 1 提出書類データ作成時の変更点

旧 EDINET と新 EDINET との主な違いは以下のとおり。

No	変更点	現行 EDINET	新 EDINET
1	提出用書類フォルダの構成	「提出トレイの作成」を行い、各フォルダが自動生成され、作成先は固定。	各フォルダは提出者自身で作成し、作成先は任意。
2	XBRL データの作成	－（提出書類は全て HTML で作成）	財務諸表本体部分（注記等を除く）は XBRL で作成。
3	推奨 HTML	－	HTML4.01 で記述
4	本文 HTML ファイル名の設定方法	本文ファイル名は名称ソート順で表示されるため、順番に名称を振る。	本文 HTML ファイル名は「目次 1 階層(2桁半角数字) + 2階層(2桁半角数字) + 連番(000からの3桁半角数字) + 任意名.htm」とする。
5	表紙ファイル名	000_header.htm	0000000_header.htm
6	HTML ファイルの文字コード	S-JIS	UTF-8 ※現行 EDINET 用に作成したデータを使用する場合は文字コードの変換が必要
7	HTML ファイルのファイルサイズ	1ファイル / 100KB 以下	1ファイル / 1MB
8	PDF ファイルのファイルサイズ	1ファイル / 1000KB 以下	1ファイル / 5MB
9	事前フォーマットチェック	原則オンラインチェック。専用プログラムをダウンロードし、オフラインにてフォーマットチェック可能。	システムでの事前チェックを実施。また、システムでの事前チェック可能時間を延長。

2. XBRL 導入について

開示書類等提出者は、平成 20 年 4 月 1 日以後開始事業年度に係る有価証券報告書を EDINET へ提出する場合、財務諸表を XBRL 形式により提出することとなります。

XBRL (eXtensible Business Reporting Language) とは、財務情報等を効率的に作成・流通・利用できるように、国際的に標準化されたコンピュータ言語です。XBRL は、XML というコンピュータ言語を基

として開発されたものであり、コンピュータが理解可能な形で情報の構造化及び情報への意味付けを可能とします。新EDINETシステムにXBRLを導入することによって投資家等は、有価証券報告書等の情報をダウンロードし、直接コンピュータによる加工・分析等ができるなど、高度な情報利活用が可能となります。

XBRLの提出は、特定有価証券の発行者を含む全ての開示書類提出者が対象となります。XBRLの対象範囲、適用時期等については、下記図2～5を参照してください。

図2 HTMLの作成範囲とXBRLの全体概要のイメージ

(「企業内容等の開示に関する内閣府令 第三号様式」の場合)

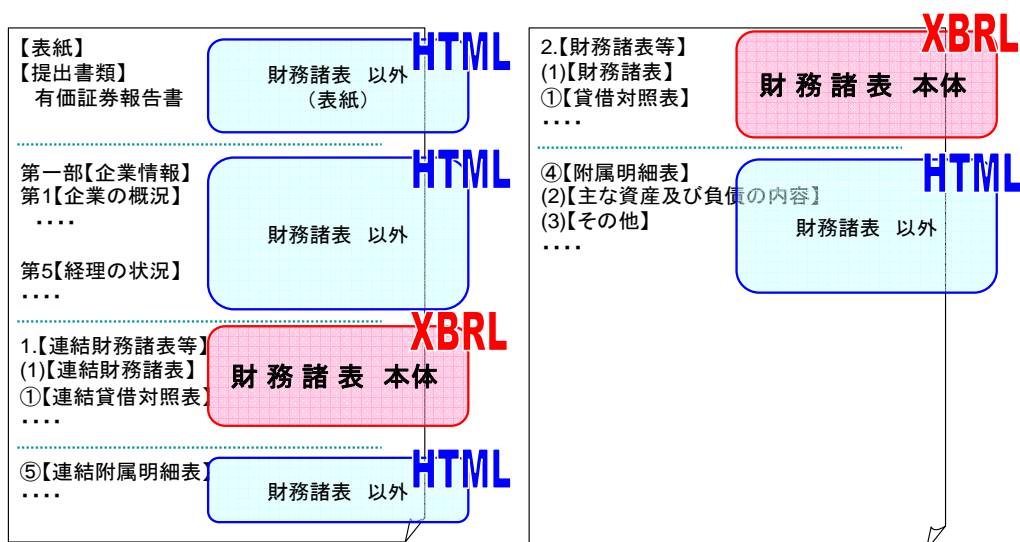


図3 XBRLの適用時期

開示書類等提出者は、平成20年4月1日以後開始事業年度等に係る有価証券報告書等をEDINETへ提出する場合、財務諸表をXBRL形式により提出。

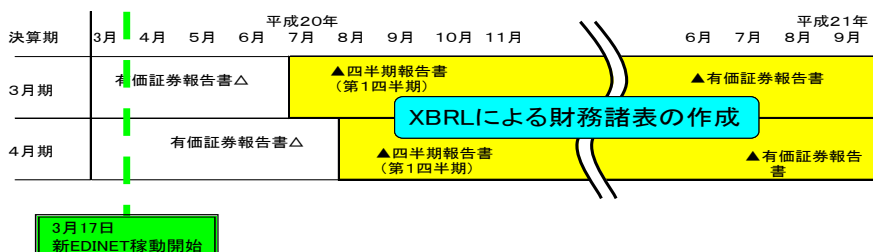


図4 XBRLの概要

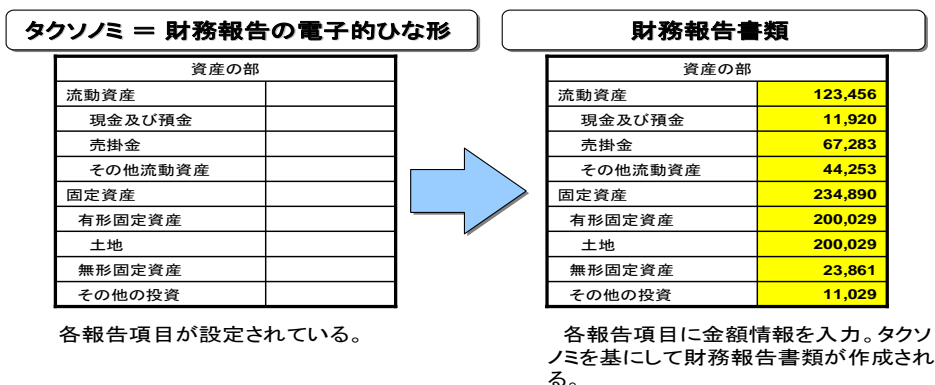
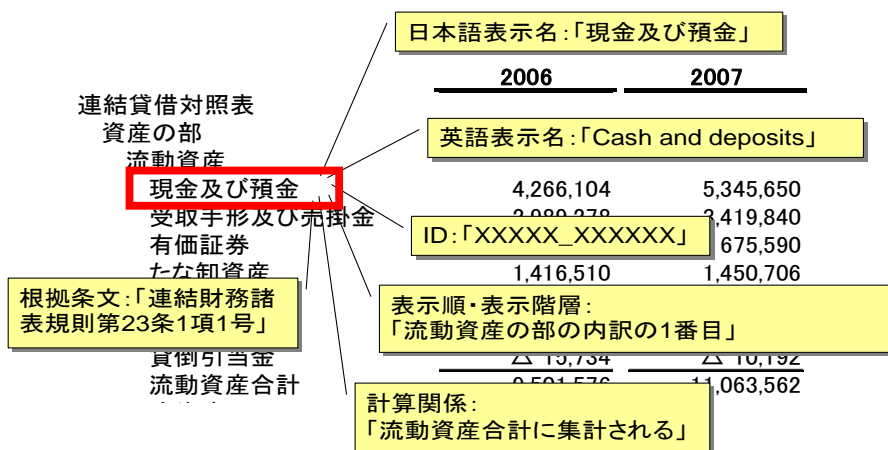


図5 XBRLが保有する情報



一般のEDINETへのXBRL導入は、財務情報を中心とした企業情報のディスクロージャーを高度化することで、証券市場の透明性を向上させるのみならず、社会経済活動の効率化にもつながるインフラ整備の一環であると考えます。提出会社や投資家等の関係者は、XBRL導入のメリットを理解し、積極的な対応を行って頂くことが重要となります。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「新 EDINET システムの稼動開始（3月17日）について」（平成20年3月17日）](#)にアクセスしてください。

「金融商品取引法の疑問に答えます」の公表について

昨年9月30日に[金融商品取引法](#)（以下、「金商法」といいます。）が施行されて、6ヶ月が経過しました。金商法は、一般の投資者が安心して投資参加できるための制度インフラを整備し、「貯蓄から投資へ」の流れをより確実なものにしていこうとするものです。すなわち、投資者が安心して投資参加できるためには、金融商品販売の現場において、顧客それぞれの投資経験・ニーズ等に照らして、ふさわしい金

融商品が、ふさわしい方法で提供されていくことが重要であり、金商法は、そのための法的な枠組みを整備しておくという、極めて常識的なねらいを持って制定されたものです。

しかしながら、その後、金融機関等の方から伺うところ、あるいは、金融庁の[金融サービス利用者相談室](#)などに一般投資者の方から寄せられるところによると、金融商品販売の現場においては、しばしば形式主義に偏した対応がとられ、時として、法令の趣旨から乖離した過剰ともいえる結果になっていることがあると聞きます。

そこで、金融庁ではこれまでの回答事例等をも踏まえて、今般2月21日、質疑応答集「[金融商品取引法の疑問に答えます](#)」をとりまとめ、公表しました。

この質疑応答集には、2つのねらいがあります。

1つのねらいは、法令の本来の趣旨と異なる、誤解とも言える顧客対応の事例について、その代表的なものを整理し、それらについての当局の考え方を示すことによって、金融商品販売の現場において、過不足のない対応がとられていくことを期するものです。

もう1つのねらいは、こうした考え方を当局において整理し、徹底することによって、当局サイドの各担当者においても、法令の本来の趣旨を踏まえたセンスのよい運用が行われていくことを期するものです。

質疑応答集は、全部で9つの質疑応答からなっており、その内容は、適合性原則、説明義務、広告規制、契約締結前交付書面、業規制の各分野をカバーしています。なお、質疑応答集原文の終わりに注記されているように、本質疑応答集は、「照会がなされた文脈を踏まえて、法令との関係について、その時点における見解を示したものである」ことに留意が必要です。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、[『金融商品取引法の疑問に答えます』の公表について](#)（平成20年2月21日）にアクセスしてください。

「内部統制報告制度に関する11の誤解」について

平成18年6月に成立した[金融商品取引法](#)により、上場会社を対象に、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者の「評価」と監査人の「監査」を義務づける内部統制報告制度が、平成20年4月1日以後開始する事業年度から導入されました。

この内部統制報告制度は、企業等に過度のコスト負担をかけることなく、効率性と有効性のバランスをとりながら整備することを目指しており、昨年2月15日に企業会計審議会から公表されました、本制度における経営者の評価と監査人の監査を実施するための基準及び基準を実務に適用していくための実務上の指針（以下、「基準等」といいます。）などにおいてもそうした考え方が示されています。

すなわち、基準等においては、財務報告に虚偽記載の発生するリスクを的確に把握して、これに対応した内部統制を整備していただくことを強調しており、各企業においては、こうした基準等の趣旨を踏まえ、真にリスクのあるところには、適切な内部統制の整備を行い、重要性の乏しいところには、効率的にその整備を行うなど、それぞれの企業の状況等に応じて、創意工夫をこらして内部統制の整備を行っていただくことが期待されています。

しかしながら、内部統制報告制度に向けた準備作業において、実務の現場では、一部に誤解に基づいた過度に保守的な対応が行われているともいわれており、金融庁では、そうした指摘も踏まえ、「[内部統制報告制度に関する11の誤解](#)」を公表し、改めて制度の意図を説明することとしました。

具体的には、

- ① 米国SOX法のように、「どのような小さな業務でも内部統制を整備評価しなければならない。」「膨大な文書化が必要」という誤解に対しては、重要な虚偽記載につながるリスクを抽出し、対象範囲を絞り込むことができること、「文書化」は必須ではないこと
- ② 「内部統制の評価のために、期末に予定していたシステム変更や合併等の再編を延期しなければならない。」という誤解に対しては、予定通りシステム変更などを行っても内部統制は有効であり、監査人の監査意見も「無限定適正意見」を表明することができること
- ③ 「内部統制の評価結果に問題があると、上場廃止になったり、罰則の対象となる。」という誤解に対しては、内部統制に問題があっても、それだけでは、上場廃止や金融商品取引法違反にはならないこと

などを明らかにしています。

また、併せて公表しました「内部統制報告制度の円滑な実施に向けた行政の対応」においては、次のような対応を行うことによって、制度の実効性を確保しつつ、効率的・効果的な制度の実施を図ることとしています。

- (1) 内部統制報告制度の導入に向けた準備状況について、対象会社・監査人に対するヒアリング等を行い、準備段階における疑問点など把握します。
- (2) その結果を踏まえ、基準等の内容の一層の明確化を図る観点から、①追加Q&Aの公表、②日本経団連、日本公認会計士協会、金融庁の間で共同の相談・照会窓口等の設置し、会社や監査人からの相談・照会に対応などを実施します。
- (3) 加えて、内部統制報告制度の導入にあたっては、過度に保守的な対応とならないよう、制度の円滑な実施の観点から指導中心の行政対応を行います。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、[『内部統制報告制度に関する 11 の誤解』等の公表について](#)（平成20年3月11日）にアクセスしてください。

「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」の公表について

[公認会計士・監査審査会](#)（以下、「審査会」といいます。）は、平成16年4月の発足以降実施した監査事務所に対する検査について、これまでも、結果の概要を公表してきました。

また、各監査事務所に対して原則として3年に1度実施されている日本公認会計士協会による品質管理レビューは、法定化されてから2巡目を迎えており、そうした中で、審査会としては、これまでの検査における具体的な指摘事例を提供することが、各監査事務所による監査の質の維持・向上を図るための自主的な取組みに資するものと考え、「[監査の品質管理に関する検査指摘事例集](#)」を取りまとめ、平成20年2月27日に公表しました。

1. 事例集の対象とした検査

事例集において掲載対象とした検査は、平成16年4月から20年2月までに実施した合計30件です。今後は、事務年度ごとに見直しを行い、掲載事例の追加等を行う予定です。

2. 事例集に掲載した指摘事例

事例集に掲載した指摘事例の中から、一部を次に紹介します。

なお、事例集において指摘していない事項はすべて適切であることを意味するものではないこと、また、事例集では、検査官が特定した改善を必要とする事項のうち、他の監査事務所においても参考になるとと思われる主なものを掲載しており、そのすべてを網羅的に掲載したものではないことに留意する必要があります。

<業務管理体制>

- 品質管理に関する方針及び手続において、監査事務所の最高経営責任者が、品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っていることを明確にしなければならないにもかかわらず、内部規程において当該事項が定められていない。

<職業倫理及び独立性>

- 独立性の確認に関する責任者を定めておらず、独立性の確認が実施されていない。

<監査契約の新規の締結及び更新>

- 監査契約の新規の締結及び更新に係るリスク評価の検討過程や結果が文書化されていない。

<監査業務の実施>

- 監査実施者が監査計画段階において重要性の基準値を決定していない監査業務や監査計画段階において決定した重要性の基準値を意見形成時のみ使用し、実施すべき監査手続の決定に利用していない監査業務がある。
- 廃棄品として評価減すべき棚卸資産について、被監査会社は評価減を行っていないにもかかわらず、監査実施者が棚卸資産の評価の妥当性について検討していない監査業務がある。

- ・ 被監査会社から残高確認の選定対象を一部除外するよう要求され、正当な理由がないにもかかわらず、要求に従って除外している監査業務がある。

<監査調書>

- ・ 監査調書の作成方法に関する具体的な内部規程がなく、また、教育研修や監査現場における指導監督が不十分であることから、監査調書に作成日付、作成者名及び調書番号等が記載されておらず、体系的に配列・整理されていない。

<監査業務に係る審査>

- ・ 監査意見表明のための審査に関する方針と手続を整備しておらず、また、実際に監査意見の表明に先立って審査が実施されていない監査業務がある。

<品質管理のシステムの監視>

- ・ 監査事務所としての品質管理及び個々の監査業務における品質管理のいずれの実施状況に関しても点検が実施されていない。

3. おわりに

審査会としましては、これまでに検査を実施した監査事務所のみならず、検査の対象とならなかった監査事務所においても、事例集の内容も踏まえて、監査の品質管理の一層の向上に努められることを期待しています。

※ 詳しくは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの「新着情報一覧」から『[「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」の公表について](#)』（平成20年2月27日）にアクセスしてください。

金融検査マニュアル・保険検査マニュアル等の一部改訂について

1. はじめに

金融庁は、昨年12月に銀行等による保険販売が全面解禁されたこと、本年2月の関係閣僚による「年度末に向けた中小企業対策」の申し合わせ等を踏まえ、本年3月17日、「金融検査マニュアル」、「保険検査マニュアル」、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」、「信託検査マニュアル（金融検査マニュアル別編〔信託業務編〕）」を一部改訂し、[検査局長通達として発出しました（平成20年3月17日金検第109号）](#)。

2. 検査マニュアル改訂の経緯・概要

① 銀行等による保険販売の全面解禁に伴う検査マニュアルの一部改訂

昨年12月22日に銀行等による保険販売が全面解禁されたことから、これに対応するため、銀行等による保険販売に関する検査マニュアルの一部改訂を行いました。（改訂対象：[金融検査マニュアル](#)、[保険検査マニュアル](#)）

改訂検査マニュアルでは、真に実効性のある保険契約者保護が確保されるためには、銀行等は自ら責任ある販売態勢、保険会社は銀行等の業務・組織等の特性を踏まえた代理店管理態勢を整備し、更には、保険契約者保護のために両者が必要な連携を行う態勢を整備することが必要との観点から、検証ポイントを記載しています。

具体的には、金融検査マニュアルにおいては、自ら責任ある販売態勢等の構築（販売後に発生する業務を含む）、保険募集における弊害防止措置等の確保、銀行等と保険会社との連携等に関する検証ポイントを記載し、保険検査マニュアルにおいては、銀行等の特性を踏まえた代理店管理を行うための態勢整備、銀行等と保険会社との連携等に関する検証ポイントを記載しています。

なお、これまでは銀行等による保険販売に関する保険会社・銀行等への検証ポイントは、いずれも「保険検査マニュアル」に記載していましたが、金融機関にとっての分かりやすさを向上させる観点から、検査の実態に合わせて記載することとし、銀行等に対する検証ポイントは「金融検査マニュアル」へ、保険会社に対する検証ポイントは「保険検査マニュアル」へ記載しています。

改訂検査マニュアルを活用した効果的な検査が行われることを通じて、保険契約者保護に資することが期待されます。

② 十分な資本的性質が認められる借入金を資本とみなして査定する旨の改訂

本年2月20日に関係閣僚により申し合わされた「年度末に向けた中小企業対策について」において、「平成20年度に創設される中小企業金融公庫の挑戦支援資本強化特例制度（資本的劣後ローン）のような十分な資本性が認められる借入金は、これを資本とみなして融資先企業の債務者区分を査定出来る旨、金融検査マニュアルを改訂する。」とされたことを踏まえて、検査マニュアルの一部改訂を行いました。（改訂対象：金融検査マニュアル、保険検査マニュアル）

改訂検査マニュアルでは、資産査定における債務者区分の検討の際、債務者の実態的な財務内容の把握にあたり、十分な資本的性質が認められる借入金について資本とみなすことができ、例えば、償還条件について長期の期限一括返済となっていて、金利については赤字の場合利子負担が生じない等配当に準じた金利設定になっている劣後ローンは、十分な資本的性質が認められると考えられます。

なお、本取扱いはあくまでも借入金の実態的な性質に着目したものであり、債務者の属性や資金使途等によって制限されるものではありません。

今回の改訂検査マニュアルを通じて、中小企業の自己資本充実策拡大のための環境整備が進展し、中小企業の事業再生や新事業への取組みを促進する一助になることが期待されます。

③ 資産査定における金融検査マニュアルと保険検査マニュアルの整合性の確保

保険検査マニュアル付属資料「信用リスク検査用マニュアル」について、昨年2月の金融検査マニュアルにおいて改訂を行った『資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定（別表1）」、「償却・引当（別表2）」』の内容に準じた見直しを行いました。

④ その他

「証券取引法」を「[金融商品取引法](#)」に、「事務ガイドライン」を「監督指針」に改める等の所要の見直しを行いました。（改訂対象：金融検査マニュアル、保険検査マニュアル、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕、信託検査マニュアル（金融検査マニュアル別編〔信託業務編〕））

（注）検査マニュアルの改訂に際しては、[上記①・③](#)については本年2月8日から3月10日、[上記②](#)については本年2月21日から3月10日までの間、改訂案をパブリックコメントに付した上で、3月17日に改訂検査マニュアルを[公表](#)しました。

本マニュアルは、平成20年4月1日から施行し、同日以降を検査実施日とする検査について適用します。なお、資産査定、償却・引当等、決算処理を伴う項目については、平成20年3月期の決算処理から適用します。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」または「パブリックコメント」から、[「金融検査マニュアル・保険検査マニュアル等の一部改訂について」（平成20年3月17日）](#)にアクセスしてください。

特定保険業者に関する移行期間終了に伴う監督上の留意事項について

I. 特定保険業者に関する移行期間終了について

1. 平成18年4月の改正保険業法の施行により、施行前まで規制対象とされていなかった[根拠法のない共済（いわゆる無認可共済）](#)は、「特定保険業者」として、当局の監督対象となりました。
2. あわせて、一定の事業規模の範囲内で、少額かつ短期の保険の引受けのみを行うことができる「[少額短期保険業制度](#)」が新たに導入されました。
3. 特定保険業者は、平成18年4月から平成20年3月末までの間（移行期間）に、少額短期保険業者の登録等の対応を行うこととされました。
4. 今般、当該移行期間の終了を迎えることとなったことから、金融庁は特定保険業者の少額短期保険業者等への円滑な移行、及び保険契約者等の保護をより確実なものとするため、以下の対応を行いました。

II. 「特定保険業者に関する移行期間終了に伴う監督上の留意事項について」の概要

1. 特定保険業者向けの対応

特定保険業者を監督している各財務局に対し、移行期間の終了時期を迎え、今後、各特定保険業者の状況に応じて、保険業法及び監督指針に基づきどのような手続きが必要であるかを実態に即して改めて説明するよう、指示を行いました。

2. 保険契約者等向けの対応

移行期間終了後の特定保険業者の業務等について留意すべき点を周知するため、当庁ウェブサイト（一般のみなさんへ～保険を契約している方へ～「[根拠法のない共済について](#)」）の更新・拡充を行いました。

少額短期保険業者や特定保険業者等と保険契約を締結する場合や、現在締結している契約に関して、注意すべきポイント等を充実させています。

3. 生命保険協会及び日本損害保険協会等への要請

社団法人生命保険協会及び社団法人日本損害保険協会等に対し、特定保険業者の円滑な移行に関する支援策の検討を要請しました。

Ⅲ. おわりに

本年3月末をもって移行期間は終了しましたが、平成20年3月末までに少額短期保険業者の登録申請等を行った特定保険業者は、審査期間中は引き続き特定保険業を行うことができることとなっています。

一方、当該申請等を行わなかった特定保険業者は、平成20年4月以降、新規の保険の引受けはできなくなり、保険金の支払い等の管理業務を行いつつ、原則、平成21年3月末までに保有する保険契約を他の保険会社等に移転等の対応を行い、廃業することとなります。

金融庁としては、今後とも、特定保険業者の少額短期保険業制度等への円滑な移行及び保険契約者等の保護に万全を期すよう対応していきたいと考えています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「[特定保険業者に関する監督上の留意事項について](#)」（平成20年3月7日）にアクセスしてください。

金融行政アドバイザーから寄せられた意見等について

平成20年2月29日、各財務（支）局に設置している金融行政アドバイザーより、広く金融行政に関する意見等をいただいたことから、寄せられた意見等の概要及び金融庁としての対応方針を公表しました。

1. 金融行政アドバイザー制度について

[金融行政アドバイザー制度](#)は、国民から、広く金融行政に関する意見や反響を的確に把握、収集することにより、金融行政の企画・立案及び事務運営の改善に役立て、金融行政サービスの一層の向上を図るとともに、国民への積極的な情報提供を行うことにより、金融行政に対する国民の理解の向上を図ることを目的とするものです。

金融行政アドバイザーの任務としては次のとおりです。

- (1) 金融行政に関する意見等を報告すること。
- (2) 金融知識の普及、金融経済教育、利用者保護策、地域密着型金融の推進に係る取組み等の金融行政に関する広報に参画すること。

(参考) 金融行政アドバイザー委嘱状況

委嘱者数は各財務（支）局5名、合計55名。内訳は次のとおりです。

- | | |
|--------------------------------------|-----|
| ① 金融機関の利用者(中小企業経営者等) | 16名 |
| ② 商工会議所の経営相談員、中小企業診断士、税理士、公認会計士等 | 15名 |
| ③ 消費者団体職員、地方公共団体（消費者相談窓口担当）の職員等 | 9名 |
| ④ 大学教授等の教育関係者、コンサルタント、ファイナンシャルプランナー等 | 15名 |

2. 金融行政アドバイザーから寄せられた意見等への対応方針

金融行政アドバイザーから寄せられた意見等は、全体として、利用者保護への取組み強化や投資家に魅力ある市場となるような市場整備を求めるものが多く寄せられました。これらは金融庁としても注

力すべき観点であると考えており、これまでも種々の取組みを行ってきたところですが、今後とも寄せられたご意見等をも踏まえより一層積極的に取り組んでいきます。主な意見等は下記のとおりです。

寄せられた意見等	対応方針
<バーゼルⅡの実施（総論）>	
<p>バーゼルⅡでは、第1から第3の柱がワンセットとなって、銀行経営における健全性の向上、ひいては金融システムの安定に資することが期待される。(他 11 件)</p>	<p>バーゼルⅡは、自己資本比率の計算ルールである「第1の柱」に加え、金融機関の自己管理を促す「第2の柱」及び情報開示を通じた市場規律の活用に関する「第3の柱」といった枠組みが盛り込まれており、ご指摘のとおり、各金融機関の経営における健全性の確保、ひいては金融システムの安定に資するものであると考えております。こういった趣旨が活かされるよう、今後ともバーゼルⅡの円滑な実施に取り組んでまいります。</p>
<金融商品取引法制>	
<p>金融機関は借り手側の返済能力の審査・調査や、投資信託など金融商品のリスク説明を更に強化して欲しい。(他 12 件)</p>	<p>金融機関における与信先の返済能力の適切な審査・調査や金融商品のリスク説明は重要と考えております。このため、「<u>主要行等向けの総合的な監督指針</u>」等の中で、①与信先の財務状況、返済財源の的確な把握等、適切な審査管理体制、②リスク商品の販売・説明態勢の構築を求めています。金融庁としては、今後とも、このような監督指針等に基づき適切に対応してまいります。</p>
<p>徹底した利用者保護の実現が必要。金融商品取引業者へは徹底した法令遵守と広告、宣伝、勧誘規制を行う必要がある。(他 10 件)</p>	<p>平成 19 年 9 月 30 日に施行された<u>金融商品取引法</u>においては、広告規制、契約前の顧客への書面交付義務やその説明義務など、金融商品取引業者等に対する利用者保護のための規制を整備してきたところです。今後は、これらの行為規制に関する法令遵守態勢が確保されているかについて、検査・監督を通じて的確に把握し、必要な対応を行ってまいります。</p>
<多重債務問題への対応>	
<p>新しい法制は、利用者に対して「完全な」保護を保証するというよりは、「必要かつ最低限の」保護を定めたものであり、利用者の側にも、相応の金融リテラシーが要求される。(他 7 件)</p>	<p>金融経済教育の充実を図ることは、重要な課題と認識しております。昨年 4 月に策定された「<u>多重債務問題改善プログラム</u>」を踏まえ、</p> <p>(1) 学校教育に関する取り組みとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 高等学校のホームルーム用教材の作成・配布、 ② 文部科学省に対する学習指導要領における「金融経済教育」の記載の充実の要請、 ③ 教科書会社への金融経済教育に関する説明会の実施、 <p>(2) 成人への消費者教育の取り組みとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地方公共団体への金融経済教育実施の要請、 ② パンフレット等の作成・配布、 ③ 財務局・財務事務所を通じた金融知識普及を目的とした講演会の実施、等に取り組んできたところであり、今後とも金融経済教育の一層の充実に努めてまいります。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「[金融行政アドバイザーから寄せられた意見等について](#)」(平成 20 年 2 月 29 日)にアクセスしてください。

平成 19 年度金融行政体験制度 (インターンシップ) について

金融庁では、金融行政に関心を持つ学生の皆さんに対して、実践的な就業体験の機会を提供することで、学習意欲の喚起、職業意識の涵養及び金融行政についての理解の増進を図ることを目的として、平成 18 年度から「金融行政体験制度 (インターンシップ)」を導入し、平成 19 年度においても、平成 20 年 2 月から 3 月の間で以下のとおり実施しました。

1. 受入人数

本邦に所在する大学又は大学院の学生のうち、4 名の実習生を受け入れました。

2. 受入部署・日数等

総務企画局総務課、同局政策課広報室及び同局企画課において、2 週間の受け入れを行ないました。

『お知らせ』

本制度については、今年度も、引き続き実施していくことを予定しています。

内容の詳細については、実習生より提言されたご意見等を踏まえ、現在検討中であり、応募方法等を含めて、別途当庁ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

向上心、探究心、チャレンジ精神の旺盛な学生の皆さんの積極的なご応募をお待ちしています。

【参 考】

平成 19 年度金融行政体験制度の概要

- (1) 実習時間は、月曜日から金曜日までの午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分まで
- (2) 実習生を非常勤の国家公務員として採用
- (3) 実習生ごとに指導、監督、助言等を行う実習指導官を配置

今回、実習生として参加された皆さんに、以下のアンケート項目について回答していただきました（五十音順、実習時の学年を掲載）。

【アンケート項目】

- ① 「金融庁」のインターン制度に応募した動機は何ですか。
- ② あなたが持っていた「金融庁」のイメージはどういうものでしたか。
- ③ あなたが行った実務体験とその感想をお書きください。
- ④ 実務体験を終えて、あなたの「金融庁」のイメージはどうなりましたか。
- ⑤ このようなインターン制度について、あなたのご意見・ご感想をお書きください。

坂本 明日香さん

(明治学院大学大学院法務職研究科 3 年)

配属先：総務企画局総務課審判手続室



- ① 私は地方の経済活性化に興味を抱いており、そんな中で金融庁には取り組みの一つとして地域密着型金融の推進があり、中小・地域金融機関による地方の中小企業やベンチャー企業への支援を推進していることに興味を持っていました。
また、私は今まで法科大学院などで学んだ行政法に対し、あまり行政の現場を具体的にイメージすることができないこともあって、どちらかという国民の側から行政処分などに対する救済を求める際に使われる法律といったイメージを抱いていました。行政の現場を体験することで自分の今までのイメージはどのようにかわるだろうかと思い、金融庁のインターンシップに応募しました。
- ② 金融庁が金融機関に対する処分を下したというニュースを聞く度、金融庁に対して厳しい検査・監督機関であり、「金融市場の番人」のようなイメージを抱いていました。
また、金融庁が不良債権問題に独立性を持った行政庁として取り組み解決に導いた実績を持つことや、地域密着型金融の推進などにより、中小・地域金融機関による地方の中小企業やベンチャー企業への支援を推進していることなどから、政府の金融行政を担う重要な役割を果たしているとのイメージもありました。
そして、従来に比べ金融商品も格段に増え、一般投資家の裾野も広がってきた今日においては金融市場の透明性・公平性は一層求められるようになってきているといえ、そのような状況に照らしてみると、インサイダー取引など金融市場を脅かす違法行為には厳しく対処すべきであり、金融庁の役割は重要だと思っていました。
- ③ 私は、金融庁の総務企画局総務課審判手続室にインターンとして配属されました。同室は、金融庁課徴金制度の運用を行っており、イメージ的には金融庁の中の裁判所といった感じではないかと思います。審判官がいて、審判手続室の業務はいわば裁判所における書記官のような役割に近いと思います。そしてこの審判手続室の業務には、課徴金納付命令の事前手続きとしての審判手続きと、課徴金の納付・徴収に関する業務があります。
私は、主に課徴金納付命令の事前手続きとしての審判手続きを体験させて頂きました。実習内容としては審判官との打ち合わせや室員の方々との勉強会などに参加させて頂いたり、報道記者会見に同行させて頂いたり、また、金融庁の課徴金審判制度につき、他審判制度や訴訟制度とを比較して報告書にま

とめたりといったことを行いました。

今回のインターンシップでは、金融庁の課徴金審判制度について他審判制度や訴訟制度との制度比較を行い、報告書にまとめました。また、報告書にまとめる過程で、職員の方に質問したり、またきめ細かくアドバイスして頂くことができたので、少しずつ理解を深めていくことができたように思います。

また、実習最終日には、審判手続室の室長はじめ全室員の方の前で報告会をする機会を持ってもらい、私は金融庁の課徴金審判が行政審判ということで被審人（裁判でいう被告人）に手続保障が充分なされているかという観点から、報告書にまとめる際に感じた審判手続に関する疑問や感想などを自由に報告させて頂きました。その際、この金融庁の課徴金審判制度は、審判手続室の室員の方々が、法の不整備などを正しつつ、熟慮を重ねながら制度の運用を行っているのだと実感することができ、また、実際に業務に携わっている観点から率直な感想なども聞くことができたりしたことは、貴重な経験になったと思います。

また、法科大学院では法律の解釈を中心に学びますが、行政の現場では、もちろん法の解釈は厳格に行われますが、同時に法の不整備を正すため法律の改正案を国会に提出するというも行われます。このことから行政の現場には法適用のみならず、法の不整備を正すべく、その制度の問題点や改善点などを抽出することも求められると感じました。今回の実習での報告書にまとめる作業は、他の制度との比較から金融庁の課徴金審判手続を理解し、その制度の不整備や問題点などをみつけることに役立ったと思いますし、そのような作業は法科大学院の学習などではあまり経験することがなかったので、とても新鮮でそのような視点を持つことが出来たことは私にとって大きな収穫でした。

- ④ 今回の金融庁インターンシップに参加して、お世話になった審判手続室をはじめ、金融庁は金融市場の透明性・公平性確保のために厳しい検査・監督機関であり、「金融市場の番人」というイメージは変わることはありませんでしたが、そこには言うまでもなく、国民全体の利益・安全を守るという視点があるのだと改めて思いました。

金融庁が金融市場の透明性・公平性確保のため、金融機関や違法行為を行う人に対して、行政処分を課すことは、プロの投資家に限らず、このような金融機関に預金などを行っている人に被害を出さないという、国民の保護という目的のためです。その目的のために、金融庁は精力的に様々な政策を打ち立て、金融商品取引法やその他関連法規についても不備があればその改正作業も厭わないのだと感じました。

このように今回のインターンシップにおける実務体験を通し、私の金融庁に対するイメージは「国民の経済的利益・安全を守るための金融市場の番人」に変わりました。

- ⑤ 今回のインターンシップは2週間という短期間ではありましたが、学生にとってはなかなかイメージすることが出来ない行政の現場を話に聞くだけでなく、肌で感じられるよい機会となったと思いますし、今後もインターン制度のような機会が増え、多くの学生に利用されることを願います。

そして一つインターン制度に希望を挙げるとすると、2週間という実習期間では配属先であった課室の業務内容を体験するだけでも、中身が濃くとても充実していましたが、金融庁という組織全体を大きな視点で見つめる機会があってもよかったのではないかと思います。（例えば、実習期間の2週目に入ったあたりで、他課室職員の方のお話を聞くなど）

内藤 寛子 さん

（慶応義塾大学総合政策学部3年）

配属先：総務企画局政策課広報室



- ① 2007年夏、私は、上海と貴州省においてフィールドワークを行った。沿海地域の上海と、内陸地域の貴州省に赴いた事で、中国が外資企業を多く取り入れ沿海地域の成長を促している事実を目の当たりにしたのである。帰国後、興味程度で日本経済史や最近の日本経済の動向に目をやったところ、外資参入に対する法整備は中国の方が遅れているが、中国は政府を主体として外資企業を取り入れ、国有企業改革などを積極的に行っており、かたや日本は市場が開放された民主主義国家市場経済なのにもかかわらず、金融市場が閉鎖的である事実を知った。では、なぜ日本の金融市場は閉鎖的なのだろう

うか。これが私の問題の所在であった。金融庁のインターンシップに志望した理由は、国家公務員試験を受ける予定であるというよりも、政府が日本の金融状況にどのようにアプローチをしているのかを現場で見てみたい、というものであった。

- ② 近年、インサイダー取引や、外資企業の日本企業に対するM&Aなどが多くメディアで取り上げられていることから、「金融庁」という名をメディア媒体から耳にすることは頻繁にあったと思う。しかし、大学で勉強している範囲が金融とは全く異なっていたため、例えばニュースなどで、「金融庁」というトピックがあがっていても、特に気にかけることをしていなかった。よって、実際何をしている所なのか、は全くイメージもわかなかった。(すみません…)

官公庁である、というイメージから、民間企業と比較してお給料が安いのに仕事はきつそう、熱意を持った人が多そう等、短絡的なイメージはあった。

- ③ 私が派遣された部署は、広報室であった。頼まれた仕事は主に四つある。

英字新聞やタブロイド紙の切り抜き、記者会見や記者レクチャーのセッティングのお手伝い、聴講、英語関連の諸々、事務的な作業(エクセルの表作り etc)である。

広報室長が、広報室は、『多くの情報を取り入れ、多くの情報を提供する』を掲げているとおっしゃっていた。そのため、英語のホームページの充実や、英字新聞からの情報獲得を積極的に行っているという。

初日に「少しなら英語ができます」と肯定してしまったため、英語関連の頼まれごとが多かったように感じる。毎回、「もっと英語をちゃんと勉強しておけばよかった…」と後悔しながらも、英字新聞と1日中格闘するという貴重な機会が与えられたことをとても光栄に思う。経済独特の単語を知ることが出来た。

また、記者会見や、記者レクチャー、そして取材などに同行させていただいたことはとても良い経験であった。普段なら見ることのできない貴重な場であり、ニュースで見る報道の「材料」がここから出来ているのだ、と感じた。

- ④ お堅いイメージがあった金融庁であったが、実務体験を終え、働いている方々は明るい方ばかりで、親しみやすい雰囲気と思うようになった。

また、仕事に対してすごく熱意をもたれている方ばかりなのだ、と感じた。

- ⑤ 他企業と異なり、省庁の実務を経験できる機会は非常に少ないように感じるため、このような機会は貴重だと思う。省庁に実際に働いている方々と直接お話できることも、また重要である。様々な情報から得られる省庁のイメージと、実際の現場はやはり違いがあるように思うし、公務員を目指している学生にとって現場を見ることができるといふ機会はやる気を増すきっかけとなる。

しかし、学生が期待しているほど、金融庁側の受け入れ態勢が整っているわけではないのも事実であろう。

山田 一貴さん

(中央大学法学部2年)

配属先：総務企画局企画課



- ① ひとつは、多種多様なルール of 立案を行い、さらに金融機関・市場と日常的なコミュニケーションをとっている金融庁で短期間でも過ごすことによって、職員の方々の視野の広さやその場に応じた対応力を間近で体感し、そこから自分の弱点や改善点を見出し、これからの大学生活でそれらを克服し自分の可能性を広げるためです。そしてもうひとつは、職場で実際にどのような能力が重要視されているのか今のうちに知ることは、公務員志望の私にとって大いにプラスになると考えたためです。

- ② 率直に言えば、公務員の中でも限られた人間しか携わることのできない「法律を作る」という仕事を

行っているエリートな人たちの集まった場所というイメージを持っていました。

- ③ ほとんどお役に立つことはできませんでしたが、少しだけ「法律を作る」という仕事の一部に関わることができました。すごく興味があって、インターン期間中にできたらいいなと思っていたことだったので、とても感動しました。
- ④ エリートというイメージはまったく変わりませんでした。ただ、頭のよいだけではなく、本当に親切で人間として素晴らしい方々のいる場所でした。
- ⑤ 公務員を目指す人たちにとってはもちろん、少し興味があるという学生にとっても非常に有益な制度だと思います。インターン期間中には、受け入れてくださった企画課の方々だけでなく、他の部署の方々もいろいろと声をかけてくださってインターンに行くのがとても楽しかったです。このインターンのおかげで自分の改善すべき点を見つけることができました。これをきっかけにして、さらに努力していきたいと思います。

横井 勇一さん

(東京大学教養学部文科一類2年)

配属先：総務企画局政策課広報室



- ① 官庁という職場が、どのような職場なのか、インターンを通じて自分自身の目で見たかったからです。また、漠然とはありますが、金融関係の職場を自分の進路の一つと考えていたので、その中でも一般企業では見ることの出来ない、行政の裏側を見てみたいと思いました。
- ② 比較的新しい官庁ということもあり、スリムで風通しのよい組織というイメージです。
- ③ 英字紙の指示された記事の切り抜きとコピー、庁内への配布では、職員の方が世界のどのようなニュースを注目しているのか考えることができました。自分でも記事のタイトルの和訳をさせていただいたこともありましたが、上手く訳せずとても苦勞をしました。他の部署への印刷物の配布では、大臣室や参事官室など幹部職員の部屋から、現場の部屋まで見て回ることができ、それぞれの部屋の雰囲気を感じられました。また、大臣や長官の会見に同席させていただいたときには、間近でお話を聞くことができ、普段はテレビや新聞で一部しか見聞きできない模様を全て見ることができ、とても楽しかったです。
- ④ やはり思ったよりも人数が少なく、比較的フラットな組織というイメージです。また、職員の方は、想像していたよりも穏やかで気さくな方が多く、あまり堅苦しさのようなものを感じることはありませんでした。また、職員の方とご飯を一緒に食べに行ったりするときに、実際に職員の方一人ひとりが、金融政策についてどのように考えているのかお聞きすることができ、非常に面白かったです。
- ⑤ 普段は入ることもできない職場を自由に見ることができるインターンとして、とても面白いものでした。ぜひ今後とも継続して続けていってほしいと思いますし、一人でも多くの学生がインターンをできるよう、人数枠の拡大もしていただきたいと思います。また、学生の募集の仕方やインターンのプログラムにもより一層工夫を凝らしてほしいと思いました。ただ金融庁の内側を見るだけのインターンではなく、その中で学生が自分で考えて何かを得られるような機会にしてほしいです。

【国際関連】

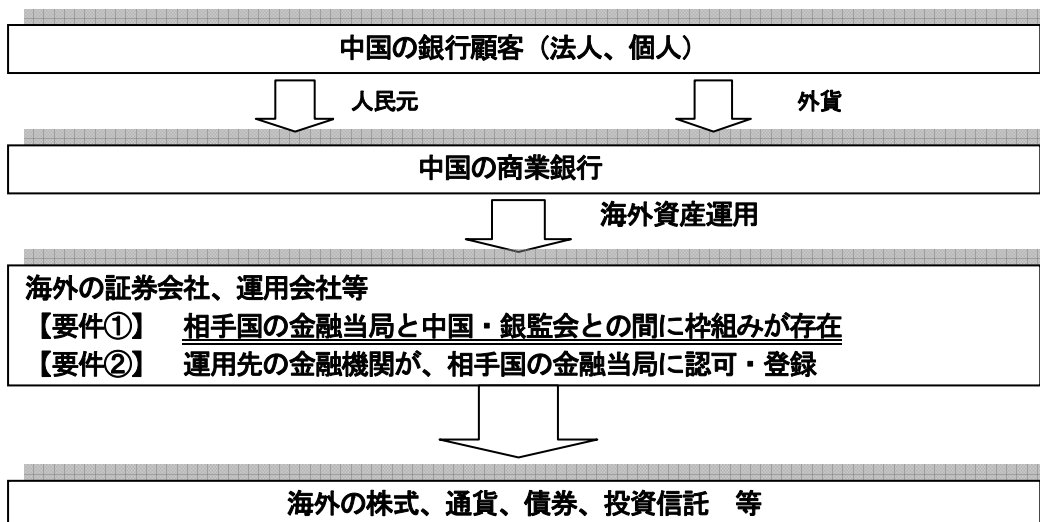
中国・銀行業監督管理委員会とのQDII（適格国内機関投資家） 制度に係る監督協力の枠組みの構築について

2月22日、金融庁は、中国・銀行業監督管理委員会との間で、QDII（適格国内機関投資家）制度に係る監督協力に関する枠組みの構築に関して書簡を交換し、合意しました。

QDII（適格国内機関投資家）制度

- 中国においては、商業銀行による海外資産運用は、銀行業監督管理委員会から「適格国内機関投資家」（通称 QDII：Qualified Domestic Institutional Investors）に認定された国内金融機関に対して、国外への投資が許可される仕組みがあります。

◎スキーム図（銀行ルートの場合）



- 今回の合意は、中国の商業銀行によるわが国市場での資産運用を可能とするものであり、昨年末に公表した「金融・資本市場競争力強化プラン」に掲げている、わが国金融・資本市場の活性化、競争力強化にも資するものと考えています。
- 金融庁は、同プランに基づき、1月、中国の監督当局等との第1回目の定期協議を実施するなど、成長著しいアジア市場の監督当局との連携強化を図ることとしています。今回の枠組みの構築は、日中両国の金融面での関係強化の重要性が益々高まる中で、連携強化の具体的な進展を表すものです。
- アジア地域及び世界経済における日中両国の重要性は益々増大しており、金融分野について、より強固な関係を維持していくことは喫緊の課題です。金融庁では、今後とも、官民あらゆるレベルでの日中関係の連携・交流の強化を図って行きたいと考えております。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表関係」から[「中国・銀行業監督管理委員会とのQDII（適格国内機関投資家）制度に係る監督協力の枠組みの構築について」（平成20年2月22日）](#)にアクセスしてください。

PCAOBによる規則 4012 条の実施に関する指針（案）への コメント・レターの発出について

金融庁と公認会計士・監査審査会（以下、「審査会」といいます。）は、3月4日付けで、米国公開会社会計監督委員会（以下、「PCAOB」といいます。）による規則 4012 条の実施に関する指針（案）に対して、コメント・レターを発出しました。

PCAOBは、サーベンス・オックスレー法に基づき、米国市場における公開会社の監査を行う監査事務所に対する検査を実施しており、この中には外国の監査事務所も含まれています。PCAOBは、各国において監査監督機関が設立されている状況を踏まえ、外国監査事務所に対する検査について、母国当局との協力の枠組みを検討しています。

PCAOBは、規則 4012 条（2004 年）において、外国の監査人監督当局による検査への依拠の程度を決定する際、外国当局の体制について、主に5つの要件（①監督体制の十分性、完全性、②監督体制の運営の監査業界からの独立性、③監督体制の財源の独立性、④監督体制の透明性、⑤監督体制の過去の実績）を考慮することとしています。昨年 12 月 5 日に公表された指針案は、上記5要件を判断するに当たっての具体的な考慮事項を示すものです。

指針案では、依拠の程度を決定するに当たり、外国当局の制度の独立性及び厳格さに応じて依拠の度合いを決定するスライディング・スケール方式が採用されています。この方式は、外国当局について様々な形態が存在することを前提に、個々の事情に応じて柔軟に依拠の度合いを決定しようとするものであり、金融庁及び審査会は、コメント・レターにおいて、この方式を支持しています。

また、公的監督活動を行う際に当局間において効果的な協力関係が構築されることが不可欠であることに鑑み、必要な場合には、当局間で検査報告書を交換することが望ましいと考えている旨、及び、各国における規制の枠組みが十分と認められる場合、母国主義によることを検討すべきとの旨をコメントしています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「[PCAOBによる規則 4012 条の実施に関する指針（案）へのコメント・レターの発出について](#)」（平成 20 年 3 月 7 日）にアクセスしてください。

EUによる会計基準の同等性評価に関する欧州証券規制当局委員会 (CESR) の助言案に対するコメント・レターの発出について

金融庁は、2月25日、欧州証券規制当局委員会（以下、「CESR¹」）が昨年12月18日公表した「中国、日本、米国の会計基準の同等性評価に関する助言案（協議文書）」に対し、コメント・レターを発出しました。

（注）EUでは、2005年より、域内国の証券発行者（公募・上場）に対して、国際会計基準（以下、「IFRSs」といいます。）の使用が義務付けられています。また、2009年以降は、EU域内で資金調達を行う、域外第三国の証券発行者（公募・上場）に対しても、IFRSs 又はこれと同等の会計基準の使用を義務付けることとしています。このためECは、本年央までに第三国の会計基準とIFRSsとの同等性評価を行うこととしています。

1. CESRの助言案の内容

（1）同等性評価のアプローチ

助言案において、CESRは「ホーリスティック・アプローチ」を採用することを提案しています。「ホーリスティック・アプローチ」とは、仮に基準間の相違が残っていたとしても、それら差異

¹ CESRは、EU加盟国の証券規制当局から成る組織で、会計基準の同等性評価に関し、欧州委員会（EC）から、助言が求められていたところ です。

の解消を目的とした基準設定主体者間の合理的な中長期の収れんに関する工程表が存在し、かつ、その工程表が確実に実行されていると評価できるのであれば、全体として、「同等」と評価できるとするアプローチです。

このアプローチは、CESRがこれまで採ってきた、ある特定時点における基準間の差異に着目して同等性を判断する「スナップショット・アプローチ」と対照的なアプローチです。アプローチの変更の主な背景として、CESRは、①会計基準設定主体者間の収れんの進展、②米国証券取引委員会（SEC）における外国企業による国際会計基準の財務報告に対する数値調整措置の撤廃、等を挙げています。

(2) 各国基準に対する評価

日本基準については、CESRは、2008年6月時点において、日本の会計基準設定主体である企業会計基準委員会（以下、「ASBJ」といいます。）が、2007年8月に国際会計基準審議会（以下、「IASB」といいます。）と合意した「東京合意」において示された目標に向けた予定どおりの対応をしている場合には、同等と評価すべき、としました。また、米国基準については、IFRSsとの収れんに関する作業が現に進行しており、かつ、今後とも続けられ、両基準がいずれ実質的に同等となることを見込まれることから、同等と評価すべき、とされました。一方、中国基準については、表面上はIFRSsと同等なものとなっているものの、2007年1月から適用開始となったばかりであるため、同等性評価を当面延期すべき、とされています。

2. CESRの助言案に関する公聴会

CESRによる助言案に関する公聴会が本年1月21日、フランス・パリのCESR本部において開催され、金融庁のほか、日本の関係者も出席しました。公聴会では、CESR側の説明に対し、参加者からは、ホーリスティック・アプローチを採用するとの方向性を支持する等の意見が寄せられておりました。

3. 当庁からのコメント・レターの内容

金融庁がCESRに送付したコメント・レターにおいては、

- ・ 欧州市場が開放的な性格を維持することは、欧州と他の地域の双方にとって利益となるため、助言案の結論を支持する。
 - ・ ホーリスティック・アプローチは、現在世界的に進められている収れんに向けた取り組みと整合的であるとして評価する。
 - ・ 日本基準については、収れんに向けた取り組みにおいて、IASBとの積極的に遂行された作業計画の証拠があり、米国基準同様、さらなる収れんに向けた進展の証拠なくして、IFRSsと同等と認められるべき。
- 等の意見を示しております。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「EUによる会計基準の同等性評価に関する欧州証券規制当局委員会（CESR）の助言案に対するコメント・レターの送付について」（平成20年3月7日）](#)にアクセスしてください。

第4回日EU会計基準・監査の動向に関する モニタリング会合の開催について

平成20年3月3日、東京において、第4回日EU会計基準・監査の動向に関するモニタリング会合が開催されました。

モニタリング会合は、日EU相互の会計基準のコンバージェンスの状況をモニターし、また監査人監督等の監査の分野についての議論を行うため、平成18年11月より開催されており、主に会計基準と監査の2つの分野について、欧州委員会（以下、「EC」といいます。）と議論を行っています。

会計基準については、ECが予定している同等性評価の動向や、国際会計基準委員会財団（以下、「IASCF」といいます。）のガバナンス強化などについて話し合われました。

（注）EUでは、2005年より、域内国の証券発行者（公募・上場）に対して、国際会計基準（以下、「IFRSs」といいます。）の使用が義務付けられています。また、2009年以降は、EU域内で資金調達を行う、域外第三国の証券発行者（公募・上場）に対しても、IFRSs又はこれと同等の会計基準の使用を義務付けることとしています。このためECは、本年央までに第三国の会計基準とIFRSsとの同等性評価を行うこととしています。

まずECの同等性評価については、ECに対し助言を行う欧州証券規制当局委員会（以下、「CESR」といいます。）が、昨年12月に公表した、「中国、日本、米国の会計基準の同等性評価に関する助言案」において提案している「ホーリスティック・アプローチ¹」や、日本基準²に対する評価が、いずれも建設的であるとの認識を双方が表明しました。

また両者とも、IFRSsの使用やIFRSsとのコンバージェンスの動きが世界規模で広がる中、IASBや、IASBの資金拠出・人選などを行うIASCFのガバナンス強化の重要性に関する認識を共有し、協力していくことに合意しました。なお、IASCFは、本年より定款の見直し作業を行う方針としています。

監査については、EUによる域外国の監査監督体制の同等性評価に関する経過措置や、わが国による外国監査法人等の届出制度について議論が行われました。

EUは、法定監査指令に基づき、2008年6月末以降、域内市場に上場する域外企業の監査を行う域外監査事務所に対し、各EU加盟国当局に登録して直接の監督に服するか、又は当該域外国において、EU指令で定められているものと「同等」の監督体制に服することを求めることとし、そのための同等性評価の準備を進めてきました。しかし本年1月、この同等性評価を2011年まで延期する提案を行い、2011年までEU当局への登録を免除する経過措置の適用について検討を行っており、モニタリング会合においても検討状況の説明がされました。

また、当方から、日本において、本年4月から施行予定の外国監査法人等による届出制度について説明を行いました。

次回の会合については2008年央に開催される予定です。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「第4回日EU会計基準・監査の動向に関するモニタリング会合の開催について」](#)（平成20年3月7日）にアクセスしてください。

¹ CESRは、「仮に基準間の相違が残っていたとしても、それら差異の解消を目的とした基準設定主体者間の合理的な中長期のコンバージェンス・プログラムが存在し、かつ、そのプログラムが確実に実行されていると評価できるのであれば、全体として、「同等」と評価できるとするアプローチ」としています。

² 日本基準については、「2008年6月時点で、企業会計基準委員会（ASBJ）が2007年8月に国際会計基準審議会（IASB）と合意した「東京合意」において示された目標に向けた予定どおりの対応をしている場合、同等と評価すべき」との案を示しています。

【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ウェブサイトの「[記者会見](#)」のコーナーにアクセスしてください。

〔保険業法改正にともなう特定保険事業者の経過措置期間の終了について〕

【大臣冒頭発言】

お手元に配布しました資料のように、保険業法改正にともなう特定保険事業者の経過措置期間が昨日（3月31日）で終了いたしました。昨日末現在で特定保険事業者の今後の移行見込みについて集計したところ、何らかの形態で保障の継続が見込まれる業者は全430業者のうち379業者（全体の88.1%）となっております。aからb,c,d,eまでは何らかの形態で保障の継続が見込まれる業者であります。廃業見込みの業者も186業者ありますが、保険業法改正の目的は、保険契約者等への保護であります。全体の9割近くの業者において、契約者への保障が継続される見込みであることに鑑みれば、現在の状況は、保険契約者の保護という保険業法改正の目的に概ね沿った結果となっているものと考えています。

【平成20年4月1日（火）閣議後記者会見より抜粋】

〔金融機能強化法等について〕

Q：金融機能強化法について延長は必要ないという結論に達したということですがけれども、なぜ必要ないという結論に達したかを改めてお伺いしたいということと、「資本増強が必要なら自前で努力する」ということで、協同組織（金融機関）について言及されましたけれども、地銀・第二地銀の資本は十分であるかどうかについてのご認識と、地銀・第二地銀についても、「まずは自前で」というご認識でよろしいでしょうか。

A：今現在、資本が足りないという地方銀行はなかろうと思います。しかし、サブプライム・ローン問題、あるいは米国経済の景気後退が日本の景気に影響が及んでくる時には、不良債権が増大をしていく可能性が高いわけですから、そういったことを考えれば、早め早めの手当てをしておくことが大事かと思えます。資本不足というのは、金融機関にとっては命取りになるわけですから、これはまさしく、まずは自前の努力をしていただく、ということが大事なことだと思うのです。いわゆるLCFI（巨大複合金融機関）などにおいても、国内で資本調達ができなくてソブリン・ウェルス・ファンドなどに資本増強を依頼したかと思えますけれども、ソブリン・ウェルス・ファンドは公的資金とは違いますので、そういうことだったのでありましょう。

日本においては、公的資金アレルギーみたいなものもあったわけでご覧いただけます。預金保険法第102条においては、第1号と第3号の措置がそれぞれ発動され、それなりの結果も残しているわけでご覧いただけます。金融機能強化法においては2件の実績は残しましたがけれども、最初の予想よりは非常に少なかったということが言えるのではないのでしょうか。したがって、こういう公的資金アレルギーも残念ながらあるのです。ということは、まずは自前で努力していただくということに尽きるわけでご覧いただけます。

株価下落に対しては、相当、体力的に強靱な体質を持てるようになってきておりますので、そういう面からはあまり心配はいたしておりません。いずれにしても、サブプライム・ローン問題に端を発した国際的なお金の変動、これが経済のダウンサイドリスクを高めていることは紛れもない事実でありますから、更に警戒水準は高くしていく必要があると考えております。

【平成20年3月28日（金）閣議後記者会見より抜粋】

【お知らせ】

○ ファンド業者を金融庁ウェブサイトに掲載しました！！

金融庁は、[金融商品取引法](#)（以下、「金商法」といいます。）によって届出義務が課され、実際に届出を行った4,038のファンド業者（平成20年2月29日現在）の名称等を金融庁ウェブサイトに掲載しました。※登録業者については従来から金融庁のウェブサイトに[掲載](#)されています。

金商法においては、いわゆる集団投資スキーム持分の「自己募集」又は「自己運用」を行っている者に対して、

- (1) 一般投資家向け業務を行う者であれば登録義務
- (2) プロ向け業務（＝適格機関投資家特例業務）を行う者であれば届出義務
- (3) 金商法施行前にファンドの運営（＝特例投資運用業務）を行っていた者であれば届出義務が課されています。

そのうち、金商法施行前にファンドの運営（＝特例投資運用業務）を行っていた者や同じく金商法施行前にプロ向け業務（＝適格機関投資家特例業務）を行っていた者に対しては、金商法施行後3ヶ月以内（平成20年1月4日が期限）の届出義務が課されていました。

登録業者や届出業者の名称等をウェブサイトで公表することの一つの大きな目的は、投資家の方々に、自らの取引相手である業者が適正に登録・届出を行っているかを確認していただくことにあります。また、仮に無登録・無届で業務を行っていることを確認した場合には、当局へ情報提供していただくことを期待しています。

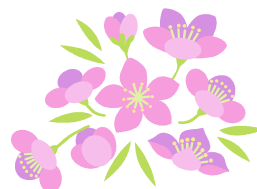
なお、**注意していただきたいことは、金融庁ウェブサイトに掲載していることをもって、金融庁が業者の信頼性を保証しているというものではないということです。**特に、届出ファンド業者には、免許業者や登録業者と異なり、参入に当たっての当局の審査プロセスがないということに留意が必要です。

○ 認定投資者保護団体制度の更なる活用を期待します！！

[金融商品取引法](#)（以下、「金商法」といいます。）においては、投資者保護のための横断的法制の構築の一環として、「[認定投資者保護団体](#)」に関する規定を整備しています。

認定投資者保護団体制度は、苦情解決およびあっせん業務の業態横断的な取組みをさらに推進するため新たに設けられた制度であり、金商法上の自主規制機関以外の民間団体が金融商品取引業者等に関する苦情の解決およびあっせん業務を行う場合に、行政がこれを認定することにより、当該民間団体の業務の信頼性を確保しようとする枠組みです。

金商法が施行されて以降、[社団法人生命保険協会（平成19年9月30日認定）](#)、[社団法人日本損害保険協会（平成20年3月7日認定）](#)が認定を受けております。認定投資者保護団体は、金融商品取引業者以外の者も設立が可能で、具体的には、たとえば、消費者団体、NPO法人や各種の業界団体等が考えられますが、これに限らず、認定の要件・基準を満たす民間団体は認定投資者保護団体になることが可能です。金融庁としましては、苦情解決・あっせん業務は、事後的な投資者保護策として非常に重要であることから、同制度が幅広く活用され、一層の投資者保護に寄与していただくことを強く期待しています。



○ 証券市場における不正・違法行為に関する情報を受け付けています！

[証券取引等監視委員会](#)は、証券会社などに対する検査、証券市場にかかわる開示検査、課徴金調査及び犯則事件の調査、そのほか日常的な市場監視活動を通じて、公正・公平かつ透明で健全な市場の構築に努めています。当委員会は、こうした調査、検査などの参考とするため、電話、文書（ファクシミリを含む）、インターネットなどで情報提供を受け付けており、平成 18 事務年度には、6,485 件と、多数の情報をお寄せいただきました。

インサイダー取引や相場操縦、有価証券報告書の虚偽記載、証券会社などにおける無断売買や不当な勧誘などの証券市場に関する違法行為に気づいたら、証券取引等監視委員会まで情報をご提供ください。（なお、調査、検査の依頼や証券会社などとのトラブル処理には対応しておりません。）

インターネットにおける[情報受付窓口](#)は証券

取引等監視委員会ウェブサイトをご覧ください。



一般からの情報提供を求めるポスター

○ 株券電子化について

平成 16 年に、株券を電子化する法律（社債、株式等の振替に関する法律）が成立し、**平成 21 年 1 月を目途に上場会社の株券を電子化**するための準備が進められています。

株券電子化のスムーズな実施のためには、いわゆる「タンス株券」をお持ちの株主を中心に関係者各位に早めの準備を行って頂く必要があります。

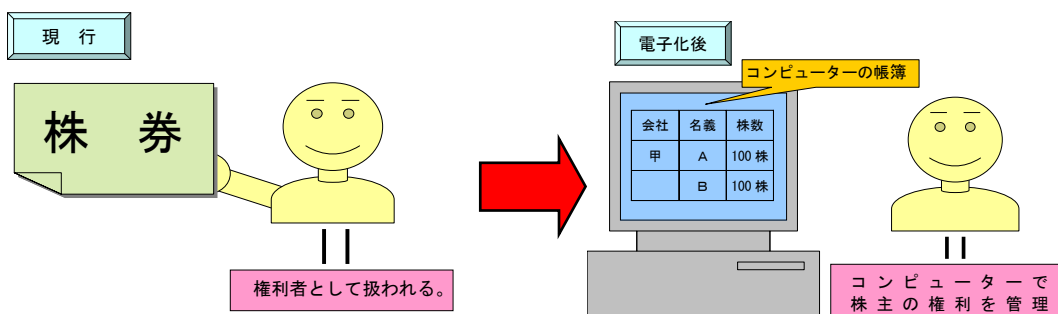
ただ、株券の電子化については、まだまだ十分な知識をお持ちでない方が多いようです。

そこで、金融庁のウェブサイトの改訂（平成 19 年 2 月 13 日）等によって、個人投資家を中心とした関係者各位に株券電子化の[概要やご留意頂きたい点](#)をお伝えしてきたところですが、更に、より多くの方々に株券電子化について理解を深めて頂くべく、[政府広報オンライン・お役立ち動画「株券電子化の準備 もうお済みですか」](#)では、株券の電子化の概要や留意点について広報を行っております。なお、この政府広報オンラインは、金融庁ウェブサイトからもアクセスできます。

以下では、株券電子化の概要と留意点のうち、特にご注意頂きたい点をピックアップします。

1. 概要

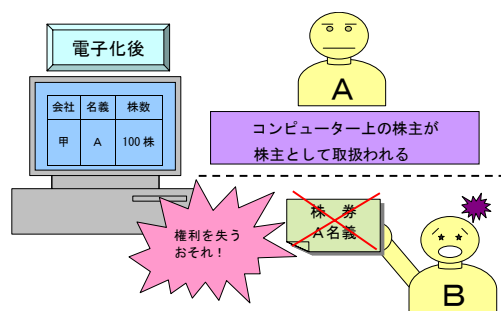
株券電子化は、上場会社の株式について、「株券」をなくし、[証券保管振替機構](#)及び証券会社等の口座で、コンピューターにより電子的に管理しようとするものです。



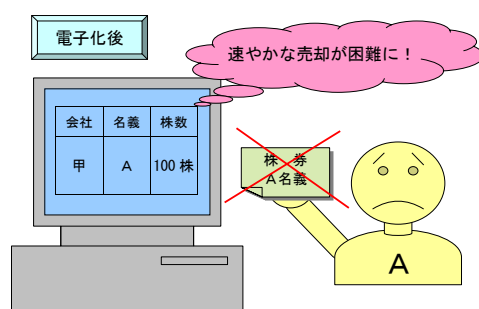
2. 留意点 (タンス株券をお持ちの株主)

株券電子化にあたって、自宅や貸金庫などご自身で株券を管理されている株主 (いわゆる「タンス株券」をお持ちの株主) については、特に以下の点に留意してください。

- ① お持ちの株券がご自分の名義ではなく、ご本人が株主としての権利を失ってしまうおそれもありますので、**株他人名義となっている場合には、株券電子化実施の前に、証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託するか、少なくともご自分名義への書換手続きを行ってください。**



- ② お持ちの株券が**ご自分名義となっている場合**、①のように株主としての権利が失われることはありませんが、株券電子化後に売却を行おうとする場合にスムーズに行うことができるようにするため、**株券電子化実施の前に、証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託しておくのが望ましいと考えられます。**



なお、上記の証券会社等や証券保管振替機構における預託のための事務手続に時間を要することも予測されます。株券電子化のスムーズな実施に向け、**上記預託のための手続はできるだけ早めに行うようにしてください**（現在でも当該預託を行うことは可能です。）

- ※ 「株券電子化」については金融庁ウェブサイトにも掲載しています。金融庁ウェブサイトのトップページ「金融庁の政策 ▶ 政策の一覧へ」から[「株券電子化について」](#)にアクセスしてください。

○ 新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）へのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っております。皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、日本語版の場合、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

また、英語版でも金融庁英語版ウェブサイトの新着情報や「FSA Newsletter」など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

日本語版の登録をご希望の方は、**「新着情報メール配信サービス」**に、英語版の登録は**「Subscribing to E-mail Information Service」**にアクセスしてください。



【3月の主な報道発表等】

- 3日(月) [アクセス](#) ・ 保険の基本問題に関するワーキング・グループ（第43回）議事要旨を掲載（平成20年1月16日開催）
- 5日(水) [アクセス](#) ・ 保険持株会社の設立の認可について（三井住友海上グループホールディングス株式会社）
- 7日(金) [アクセス](#) ・ 第4回日EU会計基準・監査の動向に関するモニタリング会合（平成20年3月3日開催）
[アクセス](#) ・ EUによる会計基準の同等性評価に関する欧州証券規制当局委員会(CESR)の助言案へのコメント・レターの発出について
[アクセス](#) ・ 貸金業関係統計資料集の掲載について
[アクセス](#) ・ 特定保険業者に関する移行期間終了に伴う監督上の留意事項について
[アクセス](#) ・ 生命保険業の免許について（アリアンツ生命保険株式会社）
[アクセス](#) ・ 認定投資者保護団体の認定について（社団法人 日本損害保険協会）
[アクセス](#) ・ PCAOBによる規則4012条の実施に関する指針（案）へのコメント・レターの発出について
- 11日(火) [アクセス](#) ・ 「内部統制報告制度に関する11の誤解」等の公表について
- 12日(水) [アクセス](#) ・ 「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について
 （パブリックコメント）
- 13日(木) [アクセス](#) ・ 第35回金融トラブル連絡調整協議会の開催について（平成20年3月31日開催）
[アクセス](#) ・ 金融審議会金融分科会第二部会（第46回）及び保険の基本問題に関するワーキング・グループ（第44回）合同会合議事要旨を掲載（平成20年1月31日開催）
[アクセス](#) ・ 「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について
- 14日(金) [アクセス](#) ・ 「外国監査法人等に関する内閣府令」等の公表について
[アクセス](#) ・ 足利銀行の受皿選定について
- 17日(月) [アクセス](#) ・ 新EDINETシステムの稼働開始（3月17日）について
[アクセス](#) ・ 金融検査マニュアル・保険検査マニュアル等の一部改訂について
- 18日(火) [アクセス](#) ・ 監査法人に対する業務改善指示について（六本木監査法人）
- 19日(水) [アクセス](#) ・ 日本放送協会職員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
[アクセス](#) ・ 日本ファースト証券株式会社に対する行政処分等について（関東財務局長処分）
- 21日(金) [アクセス](#) ・ 金融商品取引業等に関する内閣府令第四百四十二条第一項に規定する金融商品取引業協会の規則等を指定する件の一部改正（案）の公表について（パブリックコメント）
[アクセス](#) ・ 金融商品取引業者（投資助言・代理業者）に対する行政処分について（関東財務局長処分）
[アクセス](#) ・ 損害保険業の免許について（アドリック損害保険株式会社）
- 25日(火) [アクセス](#) ・ 第4回金融専門人材に関する研究会資料を掲載（平成20年2月29日開催）（金融研究研修センター）
[アクセス](#) ・ 第4回金融専門人材に関する研究会議事要旨を掲載（平成20年2月29日開催）（金融研究研修センター）
- 26日(水) [アクセス](#) ・ 金融庁契約監視委員会（第2回）議事概要を掲載（平成20年2月21日開催）
[アクセス](#) ・ 保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）等に対するパブリックコメントの結果について
[アクセス](#) ・ 主要行等向けの総合的な監督指針、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針、信託会社等に関する総合的な監督指針、保険会社向けの総合的な監督指針、少額短期保険業者向けの監督指針、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針及び貸金業者向けの総合的な監督指針の一部改正について

- 27日(木) [アクセス](#) ・ 「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則（案）」及び「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合を定める命令（案）」の公表について（パブリックコメント）
- 28日(金) [アクセス](#) ・ 「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」等について
[アクセス](#) ・ 「行政処分事例集」の更新について
[アクセス](#) ・ IOSCO（証券監督者国際機構）による市中協議文書「ストラクチャード・ファイナンス市場における信用格付機関の役割に関する報告書（案）」の公表について
[アクセス](#) ・ 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）の一部改正について
[アクセス](#) ・ 「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」（監査報酬の開示・監査人交代時の開示に係る部分）に対するパブリックコメントの結果等について
[アクセス](#) ・ 第1回金融審議会金融分科会第二部会 協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ資料を掲載（平成20年3月28日開催）
[アクセス](#) ・ ジャパン・ホテル・アンド・リゾート株式会社に対する行政処分について
[アクセス](#) ・ ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人に対する行政処分について
- 31日(月) [アクセス](#) ・ 「特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令及び特定金融会社等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果について
[アクセス](#) ・ 公認会計士法等の一部を改正する法律の施行等に伴う監査証明府令ガイドライン等の一部改正について
[アクセス](#) ・ バーゼルIIに関する追加・修正Q&Aの公表について
[アクセス](#) ・ 「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果について
[アクセス](#) ・ 地域密着型金融に関する取組み事例集—平成19年度地域密着型金融シンポジウムにおける発表事例を中心—toの公表について
[アクセス](#) ・ 「信託業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果について

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。